条例第50号

宇和島市立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月22日

宇和島市長　岡原文彰

宇和島市立学校設置条例の一部を改正する条例

宇和島市立学校設置条例（平成17年条例第84号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

<table>
<tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr>
<tr><td>（設置）
第１条　本市に小学校、中学校及び幼稚園を設置する。
（幼稚園の名称及び位置）
第４条　幼稚園の名称及び位置は、別表第３のとおりとする。
（園児の定数）
第５条　宇和島市立宇和津幼稚園の園児定数は、70人とする。
（委任）
第６条　この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定めるものとする。
別表第１（第２条関係）
<table>
<tr><th>名称</th><th>位置</th></tr>
<tr><td>宇和島市立明倫小学校～
宇和島市立住吉小学校
（略）</td><td></td></tr>
<tr><td>宇和島市立三浦小学校</td><td>宇和島市三浦西新23番地１</td></tr>
<tr><td>宇和島市立高光小学校～
宇和島市立遊子小学校
（略）</td><td></td></tr>
</table>
</td><td>（設置）
第１条　本市に小学校及び中学校を設置する。
（委任）
第４条　この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定めるものとする。
別表第１（第２条関係）
<table>
<tr><th>名称</th><th>位置</th></tr>
<tr><td>宇和島市立明倫小学校～
宇和島市立住吉小学校
（略）</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td>宇和島市立高光小学校～
宇和島市立遊子小学校
（略）</td><td></td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

宇和島市立蒋淵小学校	宇和島市蒋淵983番地
宇和島市立戸島小学校～ 宇和島市立北灘小学校 （略）	

別表第３（第４条関係）

名称	位置
宇和島市立宇和津幼稚園	宇和島市妙典寺前乙640番地

宇和島市立戸島小学校～ 宇和島市立北灘小学校 （略）	

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。